

御嵩町町長交際費執行基準

令和 5 年 7 月 5 日

1 基準の目的

この基準は、町長その他の執行機関が町を代表して、町政の推進に必要な外部と公の交際や交渉を行う際、特に必要とされる経費である町長交際費について、その種別、執行範囲その他必要な事項について定めるもので、適正な執行により公正な町政運営を確保することを目的とする。

2 執行の基準

執行しようとする交際費が次に掲げる基準に適合するときは、定められた金額以内の額又は社会通念上妥当と認められる範囲内において当該交際費を支出することができる。

- (1) 町を代表しての支出
- (2) 町政の円滑な遂行と進展及び信頼関係の維持と伸張のために必要な、団体又は個人に対する支出
- (3) 儀礼的な範囲内の支出
- (4) 必要最小限でかつ効果が現れると思われる適正な支出
- (5) その他町長が必要と認める支出

3 執行の区分および支出の範囲

交際費の区分及び支出の範囲は、次に掲げるとおりとする。ただし、以下の区分及び範囲の支出に当っては、宗教団体、政党その他の政治団体又はそれらの支部に対してこれを執行しないものとする。

区 分	内 容	対 象 及 び 金 額
慶 祝	祝賀会、記念式典、落成式、竣工式等への支出	原則 1 万円以内
弔 慰	別表「弔慰金支出一覧表」に基づく香典、献花等の支出	別表「弔慰金支出一覧表」による
会 費 等	構成員として加入団体等に支出する年会費及び各種団体等の行事、懇談会等への参加費用	会費金額が明示されている場合はその金額とし、それ以外は原則 5 千円以内（※ 1）
渉 外	見舞金（※ 2）	原則 1 万円以内
	賛助・協賛等の支出	原則 2 万円以内
	外部との意見交換、折衝に必要となる土産、食糧費等の支出	社会通念上妥当と認められる範囲内の額
	激励金	町費からの助成若しくは補助又は交付金がなく、町民が全国大会以上に出場する場合は、原則 1 万円以内
	お礼、記念品等の支出	原則 2 万円以内
	上記のいずれにも属さない場合で、交際上特に必要があると認められる場合には、町長、副町長、	相当額

	担当部長・参事等協議のうえ、特に必要と認めたもの	
そ の 他		

(※1) 参加者の範囲は町長及び代理者までとする。ただし、町職員への出席依頼があった場合は、その人数に応じて支出するものとする。

(※2) 町長、副町長及び教育長、町議会議員、近隣市町村長、知事、地元選出国會議員・県議会議員、国からの委嘱による委員等、地方自治法の規定で設置される委員会の委員、顧問弁護士、産業医、保育所医、保育所歯科医、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健センター管理医、自治会長、町の条例で規定された非常勤の特別職の委員並びに公共（的）団体の長及び役員については、1週間以上の療養を基準とし、町職員にあっては、現職であって90日以上長期療養を要するものに対しこれを支給するものとする。

4 執行基準及び支出内容の公開

この基準に基づく交際費の支出内容については、公開するものとする。公開の方法は、「御嵩町ホームページ」に公開するとともに、企画課秘書広報係において閲覧に供することにより行うものとする。ただし、公開する情報に個人に関する情報であって、特段の配慮を必要とするものが含まれる場合にあっては、これを除くものとする。

5 改 正

この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、また、交際費の支出事務の一層の適正化を図るため、適宜見直しを行うものとする。

6 その他

この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この基準は、令和5年7月5日から施行する。
- 2 この基準の規定は、この基準の施行の日以降の支出について適用する。